学業遅滞児（特殊学級入級検討児）に関する研究（2）

― 家庭環境を中心に ―

浅　野　房　雄・斉　藤　義　夫

1. はじめに

第1報[1]では特殊学級入級検討児（以下ここではこれらの児童を総称して学業遅滞児と呼ぶ）に対して，入級判別の資料とするために実施した個別知能検査を中心にその結果を報告した。

今回，これら学業遅滞児について学校あてに調査を実施したので，この報告では家庭環境における諸特性を中心にその結果について述べ，若干の考察を試みることとする。

2. 調査方法（目的・対象児・方法および時期）

1. 目　的：特殊学級への入級を検討される児童をとりまく家庭環境及び学校生活状況等についてその諸特性を把握し，さらにそれらの結果をIQ区分別に分析し，知的レベル（IQ）との関連について考察し，これらの児童に関して総合的に理解を深め，今後の入級判別・入級指導に役立てる。
2. 対象児：第1報で報告した特殊学級編成のために個別知能検査を実施した381名（うち15名は転校その他で調査不能）のうちの294名である。回収率は80.3％である。
3. 方　法：調査表（表1）を各学校あて送付し，原則として調査対象児の担任または担任したことのある教師に記入を依頼し返送を求めた。
4. 時　期：昭和54年5月～8月

3. 結　果

1. 家庭環境

(1) 同胞の教育措置状況

特殊学級に入級中，あるいは以前に入級していた同胞をもつ児童は全体の12.2％である。近年の同胞数の少なさ，それに調査対象校の全児童の特殊学級入級率[2]（言語障害，情緒障害の学級各2を含む）が1.1％（226人／20,027人）であることなどを考えると，この12.2％はかなりの高率と言える。また，これをIQ区分別に見るとIQ区分が高くなるにつれて同胞の入級率は低くなっており，しかもIQ 85を境にその比率に差が大きく，5％水準で有意である（表3）。つまり，学業遅滞児のなかの特にIQ 85以下の児童の同胞達もまた特殊学級入級対象児である場合が多いと言える。さらにIQ 50～75の区分に属するいわゆる軽度精神遅滞児と呼ばれる児童の同胞の入級率は23.6％で一段と高く，軽度遅達児のなかには

表2.　同胞の教育措置状況

IQ区分 / 入級児の有無	49以下	50～75	76～85	86～95	96～105	106以上	計
同胞に入級児あり	0 （　0％）	13 （23.6）	10 （13.6）	6 （7.5）	3 （8.6）	0 （　0）	32 （12.2）
同胞に入級児なし	3 （100％）	42 （76.4）	67 （87.0）	74 （92.5）	32 （91.4）	13 （100）	231 （87.8）

表1. 調　査　表

No. 1

学業遅滞児に関する調査

記入者氏名＿＿＿＿＿小学校

1. 児童氏名

（男・女）　＿＿＿＿＿＿先　生

年　月　日の知能検査実施時　年在学

2. 本人の教育措置状況（該当する項目の番号に○を）

1. 特殊学級に入級した
2. 特殊学級に入級しなかった

→ その理由
1. 普通学級の方が望ましいので
2. 特殊学級のが望ましいが保護者の同意が得られないので
3. その他（具体的に御記入下さい　　）

3. きょうだいの教育措置状況（該当する番号に○を）

1. きょうだいに特殊学級に入級している者や入級していた者なし
2. きょうだいに特殊学級に入級している者や入級していた者あり（兄・弟・姉・妹・全員で（　　）名）

4. 保護者の職業（該当する番号に○を）

1. 専業農業　2. 兼業農業　3. 日雇労務　4. 会社員　5. 公務員　6. 自営業（商・工）
7. 無　職　8. その他（具体的に御記入ください。　　）

5. 両親の学歴（該当する番号に○を）

父　親：1.大卒　2. 短大卒　3. 専門学校卒　4. 高卒　5. 中卒　6. その他（具体的に　　）
母　親：1.大卒　2. 短大卒　3. 専門学校卒　4. 高卒　5. 中卒　6. その他（　　）

6. 両親の知的能力の程度（推定で該当する番号に○を）

父　親：1.優る　2. やや優る　3. ふつう　4. やや劣る　5. 劣る
母　親：1.優る　2. やや優る　3. ふつう　4. やや劣る　5. 劣る

7. 家庭の経済状態（該当する項目に○を）

上，中上，中、中下，下　；　生活保護家庭，準保護家庭

8. 両親の教育への関心度（該当する番号に○を）

父　親
1. とても関心をもっている
2. やや関心をもっている
3. ふつう
4. やや無関心である
5. とても無関心である

母　親
1. とても関心をもっている
2. やや関心をもっている
3. ふつう
4. やや無関心である
5. とても無関心である

9. 家庭の雰囲気（該当の番号に○を）

1. とてもなごやかである　2. ややなごやかである　3. ふつう　4. やや争いがある　5. とても争いが多い

10. 本児の身体的ハンディの有無（該当の番号に○を）

1. 難聴　2. 弱視　3. 身体虚弱　4. し体不自由　5. 主な病気（具体的に御記入ください。　　）
6. てんかん

11. 本児の問題行動の有無（該当する番号に○を・いくつか特ち合せていれば全部に○を）

1. 落ちつきがない　2. 多動　3. 盗み　4. 乱暴　5. 登校拒否　6. 孤立
7. 緘黙（学校では喋らない）8. 吃音・発音異常　9. 爪かみ・指しゃぶり　10. その他（具体的に　　）

12. 本児の生活状態の評価（A（良好），B（ふつう），C（劣等）の3段階で評価し，該当に○を）

1. 身辺生活の処理能力〔A，B，C〕
2. 集団生活への参加能力〔A，B，C〕
3. 作　業　能　力〔A，B，C〕
4. 運動能力〔A，B，C〕
5. 体　位〔A，B，C〕
6. 健康状態〔A，B，C〕

No. 2

13. 本児の性格行動上の特徴（該当のところに○を）。かなり責任感のある子の場合は（責任感のある ⊢(0)┼┼┼┼┼┤ 無責任な）

記入例

	とてもそうだ	かなりそうだ	やや	どちらでもない	やや	かなりそうでない	とてもそうでない	
1. 責任感のある								無責任な
2. 無口な								おしゃべりな
3. 子どもっぽい								大人っぽい
4. 陰気な								陽気な
5. 友だちが多い								友だちが少ない
6. ていねいな								乱暴な
7. だらしない								きちんとした
8. 意地ぱりな								素直な
9. まじめな								ふまじめな
10. 積極的な								消極的な
11. 自信のない								自信のある
12. 内向的な								外向的な
13. 自発的な								依存的な
14. おちつきのない								おちつきのある
15. 支配的な								服従的な

14. 本児の学業劣等の原因（主な原因を3つだけ選び，その大きな原因順に，1, 2, 3, と（　）内に順位をつけてください。）

（　）知的能力が低いため
（　）基礎学力が身についていないため
（　）家庭環境が悪いため
（　）学習習慣が身についていないため
（　）学習意欲が全くないため
（　）欠席が多いため
（　）性格的に問題があるため
（　）身体的にハンディがあるため

15. 本児の宿題に対する態度（該当の番号に○を）

1. 必ずやってくる。
2. 大体やってくる。
3. やってこない時が多い。
4. 全くやってこない。
5. 家族にやってもらってくる。

16. 学業成績
17. 標準検査の結果
18. 行動及び性格
19. 出欠状況
} 指導要録の形式による。

御協力ありがとうございました。

低文化型あるいは家族性の範疇に属する事例が多いと言われているが，これを支持する結果と見てよいと思われる。

表3. 同胞の入級児の比較

IQ区分 / 入級児の有無	85以下	86以上	計
同胞に入級児あり	23 (71.9%)	9 (28.1)	32 (100)
同胞に入級児なし	112 (48.5%)	119 (51.5)	231 (100)
計	135	128	263

（X^2= 6.16，df＝1，P＜0.05）

(2) 保護者の職業

全体では会社員が33.1％と高い。専業ならびに兼業農業は茨城県の統計によると5.6％，11.4％であり，本調査の結果はこれよりやや高い。なお，日雇い・単純労務従事者は14.2％であり，茨城県の統計によると1％以下の数値であり，学業遅滞児の保護者のなかでは日雇い・単純労務従事者がかなり多いと言える。

次に，IQ区分別の傾向を見ると日雇い・単純労務を除いては区分間に比率の差はないが，日雇い・単純労務についてはIQ 85以下の区分では明らかに比率が高くなっており，有意差の検定でも1％水準で有意である（X^2= 8.51，df＝1，P＜0.05）。これだけの資料では断言し難いが，端的に言えば日雇い・単純労務の従事者が多く，しかも低IQ区分群に多いと言うことから，学業遅達児の保護者は社会的，経済的地位の低い職業に従事している者が多いと言える。この事は家族性という遺伝的因子として作用しているのか，低文化性という教育的不遇環境の影響かについては断定はできない。

表4. 保護者の職業

IQ区分 / 職業	49以下	50～75	76～85	86～95	96～105	106以上	計
専業農業	1 (33.3%)	6 (10.9%)	8 (10.8%)	7 (8.9%)	7 (20.0%)	2 (14.3%)	31 (11.9%)
兼業農業	0 (0)	6 (10.9)	12 (16.2)	16 (20.3)	5 (14.3)	1 (7.1)	40 (15.4)
日雇い・単純労務	1 (33.3)	14 (25.5)	12 (16.2)	6 (7.6)	4 (11.4)	0 (0)	37 (14.2)
会社員	1 (33.3)	20 (36.4)	27 (36.5)	19 (24.1)	12 (34.3)	7 (50.0)	86 (33.1)
公務員・団体職員	0 (0)	3 (5.5)	1 (1.4)	5 (6.3)	4 (11.4)	1 (7.1)	14 (15.4)
自営（商・工）	0 (0)	6 (10.9)	11 (14.9)	17 (21.5)	3 (8.6)	3 (21.4)	40 (15.4)
無職	0 (0)	0 (0)	2 (2.7)	3 (3.8)	0 (0)	0 (0)	5 (1.9)
その他	0 (0)	0 (0)	1 (1.4)	6 (7.6)	0 (0)	0 (0)	7 (2.7)

(3) 両親の学歴

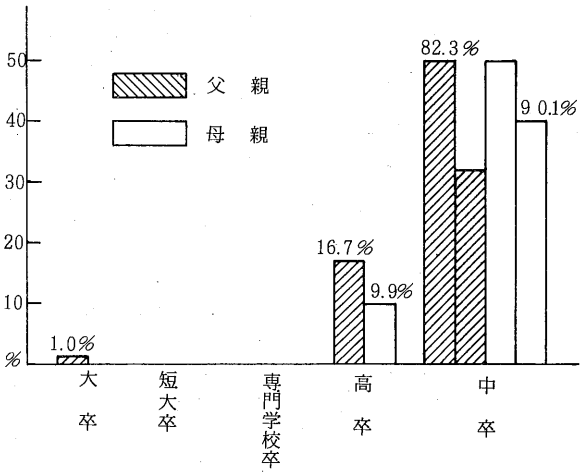

図1.　両親の学歴

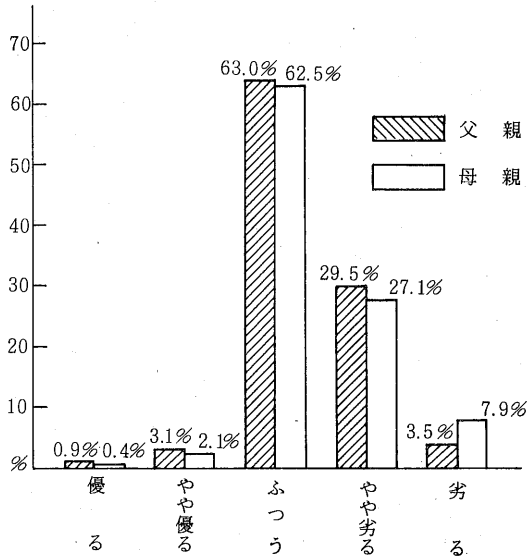

図2.　両親の知的能力

両親の学歴は圧倒的に中卒者（旧教育制における小卒・高小卒者も含む）が多く，それぞれ82.3％と90.1％を占めている。高卒以上の学歴者は父親が17.7％，母親が9.9％であり，対象児童の両親の平均的年令に近いと思われる40才前後の年代の高校卒業率は茨城県の統計によると昭和30年度41.7％，35年度46.6％となっており，学業遅滞児の両親の高卒者の比率は明らかに低いと言える。

IQ区分別に見ると，IQ区分が高くなるにつれて両親の高卒者の比率も上昇する傾向にある。特にIQ 96以上の知的に中以上の区分群の高卒者の比率は明らかに高く，有意差の検定でも5％水準で有意である（$X^2 = 6.01$，df＝1，P＜0.05）。つまり，学業遅滞児の両親の学歴は一般に低く，低IQ区分群ではその傾向がさらに強いと言える。

(4)　両親の知的能力

担任教師の推定で評価した結果によると，両親とも知的に「やや劣る」以上が33.0％と35.0％であるのに対し「やや優る」以上が4.0％と2.5％であり，知的に劣る比率が高い。

IQ区分別に，IQ 85を境にその比率を比較してみると，父親9.8％－12.1％，母親5.8％－7.9％となっており，低IQ区分群の両親に知的能力の低さが見られるが有意な差ではない（$X^2 = 0.11$，df＝1，N.S：$X^2 = 0.00$，df＝1，N.S）。つまり，学業遅滞児の両親は概して知的能力が低いと言える。

(5)　家庭の経済状態

全体では経済状態が「中の下」以下が39.0％に対し「中の上」以上は僅かに8.9％であり，しかも最下層世帯の比率は11.6％〔生活保護家庭5.5％，準保護（教育扶助）家庭6.6％〕を占め，当地域の生活保護ならびに準保護（教育扶助）受給率（0.3～0.5％：0.4～1.0％）に比べると，この11.6％は明らかに高い比率と言える。

IQ区分別ではIQ 85以下の区分群で「中の下」以下の家庭が多く，5％水準で有意である(表6)。なお，生活保護及び準保護（教育扶助）家庭についてはIQ 50～95の区分間にその比率が高いが，有意な差は見られない（$X^2 = 0.36$，df＝1，N.S）

つまり，学業遅滞児の家庭は経済的に恵まれず，特にIQ 85以下の低IQ区分群でその傾向が強い。また，最下層世帯と呼べる貧困家庭も多いと言える。

表5. 家庭の経済状態

経済状態＼IQ区分	49以下	50～75	76～85	86～95	96～105	106以上	計
上	0 (0%)	1 (1.9%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.4%)
中の上	1 (33.3)	4 (7.4)	2 (2.6)	11 (14.3)	3 (8.6)	1 (7.7)	22 (8.5)
中	1 (33.3)	19 (35.2)	45 (58.4)	37 (48.1)	23 (65.7)	10 (76.9)	135 (52.1)
中の下	1 (33.3)	18 (33.3)	16 (20.8)	14 (18.2)	3 (8.6)	0 (0)	52 (20.1)
下	0 (0)	12 (22.2)	14 (18.2)	15 (19.5)	6 (17.1)	2 (15.4)	49 (18.9)
生活保護家庭	0 (0%)	2 (3.7%)	5 (6.5%)	5 (6.5%)	1 (2.9%)	0 (0%)	13 (5.0%)
準保護家庭	0 (0)	6 (11.1)	3 (3.9)	5 (6.5)	2 (5.7)	1 (7.7)	17 (6.6)
計	0 (0)	8 (14.8)	8 (10.4)	10 (13.0)	3 (8.6)	1 (7.7)	30 (11.6)

表6. 経済状態の比較

経済状態＼IQ区分	85以下	86以上	計
中上以上	8 (11.6%)	15 (27.3%)	23 (18.5%)
中下以下	61 (88.4)	40 (72.7)	101 (81.5)
計	69 (100)	55 (100)	124 (100)

($X^2 = 4.98$, df＝1, $P < 0.05$)

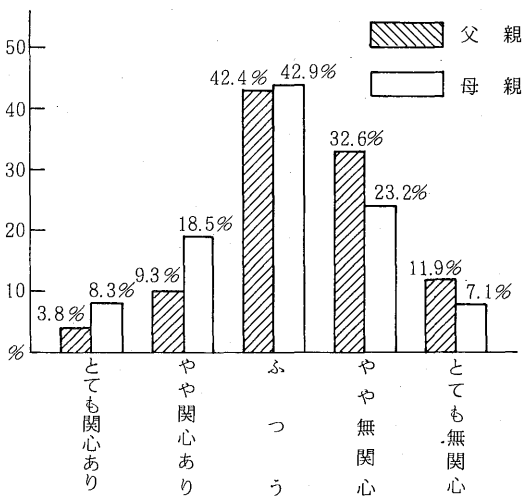

図3. 両親の教育への関心度

(6) 両親の教育への関心度

教育に関して「やや無関心」及び「とても無関心」の比率が父親44.5%，母親30.3%に対して，「やや関心あり」及び「とても関心あり」の比率は父親13.1%，母親26.8%でその比率は低い。

IQ区分別では両親とも「関心あり」の比率についてはIQ区分間に差は見られないし，無関心層についてもIQ 96以上の区分群で減ってはいるが有意な差はない（$X^2 = 1.21$, df＝1, N.S：$X^2 = 1.51$, df＝1, N.S）。

つまり，学業遅滞児の両親は概して教育への関心度が低いと言える。

(7) 家庭の雰囲気

表7. 家 庭 の 雰 囲 気

雰囲気＼IQ区分	49以下	50～75	76～85	86～95	96～105	106以上	計
とてもなごやか	0 (0%)	2 (3.7%)	2 (2.7%)	4 (5.4%)	2 (6.1%)	2 (15.4%)	12 (4.8%)
ややなごやか	1 (33.3)	5 (9.3)	7 (9.3)	7 (9.5)	3 (9.1)	1 (7.7)	24 (9.5)
ふつう	2 (66.7)	30 (55.6)	50 (66.7)	52 (70.3)	23 (69.7)	10 (76.9)	167 (66.3)
やや争いがある	0 (0)	13 (24.1)	14 (18.7)	10 (13.5)	4 (12.1)	0 (0)	41 (16.3)
とても争いがある	0 (0)	4 (7.4)	2 (2.7)	1 (1.4)	1 (3.0)	0 (0)	8 (3.2)

全体では「ややなごやか」及び「とてもなごやか」の比率が14.3%に対し，「やや争いがある」及び「とても争いがある」の比率は19.5%であり，争いのある比率の方がやや高いと言えるが有意な差はない。

IQ区分別では，IQ85以下の区分群に争いが多いと言えるが有意な差ではない（$X^2=3.47$，df＝1，N.S）。

つまり，学業遅滞児の家庭の雰囲気はなごやかさに欠け，IQ 85以下の低IQ区分群にその傾向がやや強いと言える。

(8) 親の欠損

母子家庭の比率が9.7%，父子家庭が5.2%，両親欠損家庭が0.7%でいわゆる欠損家庭は全体の15.6%を占めている。茨城県の統計によると母子家庭出現率1.76%，父子家庭出現率0.35%であり，この数値と比較すると親の欠損率15.6%はかなりの高率と言える。ここで，県統計の母子家庭出現率と父子家庭出現率は1.76%：0.35%であり，母子家庭1に対し，父子家庭は0.2の比率となる。本調査では母子家庭1に対し，父子家庭は0.54となり，県統計に比べると父子家庭の出現率が約2.8倍も高いと言える。

IQ区分別ではIQ 85を境に低IQ区分群に欠損率が高く，5%水準で有意である（表8）。

つまり，学業遅滞児の家庭には親の欠けている家庭が多く，しかもIQ 85以下の低IQ区分群にその傾向が強いと言える。また，一般の父子家庭との比較検討はしていないが，母子家庭に比べ父子家庭の方により学業遅滞児が出現し易いと言える。

表8. 親の欠損の比較

親の欠損＼IQ区分	85以下	86以上	計
両親健在	110 (79.9%)	117 (88.6%)	227 (82.5%)
親欠損	30 (23.1)	15 (11.4)	48 (17.5)
計	143 (100)	132 (100)	275 (100)

（$X^2=6.62$，df＝1，$P<0.05$）

2. 教育措置状況

特殊学級に入級した児童は入級検討児全体の41.6%であった。これをIQ区分別にまとめたのが表9である。

特殊学級への入級率はIQ 85以下の低IQ区分群では53.1%～70.9%と高く，IQ 86以上の区

表9. 教 育 措 置 状 況

教育措置＼IQ区分		49以下		50～75		76～85		86～95		96～105		106以上		計	
I. 特・学級に入級した		2 (66.7%)	1 (50.0%)	39 (70.9%)	10 (25.6%)	43 (53.1%)	16 (37.2%)	23 (27.4%)	6 (26.1%)	9 (20.9%)	2 (22.2%)	1 (6.7%)	0	117 (41.6%)	35 (29.9%)
特・学級に入級せず	普・学級が望ましいため	0	0	5 (9.1)	1 (20.0)	7 (8.6)	3 (42.9)	45 (53.6)	21 (46.7)	26 (60.5)	11 (42.3)	9 (60.0)	2 (22.2)	92 (32.7)	38 (41.3)
	II. 親の同意得られず	1 (33.3)	1 (100)	11 (20.0)	5 (45.5)	31 (38.3)	8 (25.8)	14 (16.7)	8 (57.1)	8 (18.6)	4 (50.0)	5 (33.3)	3 (60.0)	70 (24.9)	29 (41.4)
	その他	0	0	0	0	0	0	2 (2.4)	1 (50.0)	0	0	0	0	2 (0.7)	1 (50.0)
特・学級への入級率 (I／I＋II)		66.7%		78.0%		58.1%		62.2%		52.9%		16.7%		62.6%	

〔注〕 各欄点線右側の数値は早生れ児童数とその比率

分群では6.7%～27.4%と低く，IQ 85以下の区分群の入級率は明らかに高い。一方，普通学級が望ましいと判定されながら，特殊学級には入級しなかった児童の比率はIQ 85以下の区分では0%～9.1%と低く，IQ 86以上の区分では53.6%～60.5%とかなり高くなっている。

表10. 教育措置の判定の比較

教育措置の判定＼IQ区分	85以下	86以上	計
普通学級が望ましい	12 (8.6%)	80 (57.1%)	92 (33.0%)
特殊学級が望ましい	127 (91.4)	60 (42.9)	187 (67.0)
計	139 (100)	140 (100)	279 (100)

($X^2 = 74.26$, df = 1, $P < 0.01$)

ここで，普通学級が望ましいと判定された群と特殊学級が望ましい（特殊学級に入級した群と親の同意が得られず特殊学級に入級しなかった群）と判定された群との間にIQ 85を境に有意差の検定をしたところ，1%水準で有意であった（表10）。つまり，IQ 85を境にそれ以下のIQ区分では特殊学級入級が望ましいと判定される比率およびIQ 86以上の区分では普通学級入級が望ましいと判定される比率が明らかに高いと言える。

また，特殊学級入級が望ましいと判定されながら保護者の同意が得られず特殊学級に入級しなかった児童は全体で24.9%を占めている。しかし，この比率はIQ区分間に差は見られない。

ただここでIQ 86以上の区分において特殊学級入級が望ましいと判定された児童は42.3%を占め，かつそれら児童のうちで特殊学級に入級した児童が55.0%を占め，特殊学級にかなりの数の高IQ児が入級していることが判る。

なお，早生れ児童の内訳を示したのが表9の各欄右側の数値であり，（ ）内数字は各欄の中に占める早生れ児童の百分率である。特殊学級に入級した児童のなかで早生れ児童の占める比率は全体で29.9%であり，IQ区分別ではIQ 76～85区分の37.2%を除いては20.9%～26.1%で，ほぼ理論的出現率（3ケ月／12ケ月＝25%）に近い数値である。

ところで，特殊学級入級が望ましいと判定された児童のなかで早生れ児童の占める比率をIQ区分別に算出してみると30.0%～37.8%で，IQ区分間に差は見られない。

一方，普通学級が望ましいと判定された児童のうちで早生れ児童の占める比率はIQ 76 ～ 105では42.3％～ 46.7％であり，特殊学級入級が望ましいと判定された児童のなかで占める早生れ児童の比率よりも概して高くなっている。

IQ 76 ～ 85 の区分においては，特殊学級に入級した児童のなかでの早生れ児童の占める比率が他の区分に比べて高く，また保護者の同意が得られず特殊学級に入級しなかった児童のなかで早生れ児童の占める比率が他の区分に比べて低い。この差は有意ではないが（$X^2 = 0.98$，df = 1，N.S），このIQ 76 ～ 85 区分では拒否群に比べて入級群（同意群）に早生れ児童がより多く含まれていると言える。つまり，早生れ児童は特殊学級入級検討児として検討の対象となり易いが，普通学級が望ましいと判定される場合が多い。だがIQ76～85区分の早生れ児童の保護者は特殊学級への入級に対し同意する率が高く，このIQ 76 ～ 85 区分では特殊学級へ入級した児童のうちで早生れ児童の占める率が高くなっている。

3. 同意群と拒否群の家庭環境の比較

ここでは，特殊学級への入級に同意し入級した児童（同意群）と特殊学級への入級が望ましいと判定されながら保護者の同意が得られず入級しなかった児童（拒否群）の家庭環境について比較してみる。

表11. 同胞の入級有無の比較

	同意群	拒否群	計
入級児あり	24 (20.9％)	3 (4.5％)	27 (14.8％)
入級児なし	91 (79.1)	64 (95.5)	155 (85.2)
計	115 (100)	67 (100)	182 (100)

（$X^2 = 7.75$，df = 1，$P < 0.01$）

(1) 同胞の特殊学級への入級率は表11に示すとおり同意群が高く，1％水準で有意である。

(2) 保護者の職業では同意群では日雇い・単純労務が多く，拒否群では自営が多くともに5％水準で有意である（$X^2 = 4.27$，df = 1，$P < 0.05$：$X^2 = 4.90$，df = 1，$P < 0.05$）。なお専業農業については同意群の7.3％に対し拒否群では14.9％と高く，有意な差は見られないが拒否群に専業農業従事者が多いと言える（$X^2 = 2.34$，df = 1，N.S）。その他の職業については両群に差は見られない。

表12. 職業別の比較

	専業農業	兼業農業	日雇・単純労務	会社員	公務員・団体職員	自営（商・工）	無職	その他
同意群	9 (47.4％)	17 (70.8％)	24 (80.0％)	41 (63.1％)	9 (75.0％)	12 (44.4％)	3 (100％)	1 (33.3％)
拒否群	10 (52.6)	7 (29.2)	6 (20.0)	24 (36.9)	3 (25.0)	15 (55.6)	0 (0)	2 (66.7)
計	19 (100)	24 (100)	30 (100)	65 (100)	12 (100)	27 (100)	3 (100)	3 (100)

(3) 父親の学歴では拒否群に高卒者が多く（同意群11.8％：拒否群21.7％），母親の学歴では同意群に高卒者が多い（同意群10.6％：拒否群6.7％）と言えるが有意な差は見られない。

(4) 両親の知的能力には同意群と拒否群に有意な差は見られない。

(5) 家庭の経済状態では両群に有意な差は見られない。また，最下層世帯である生活保護家庭・準保護（教育扶助）家庭についても両群

に有意な差は見られない（表13）。

表13. 保護・準保護家庭の比較

	同意群	拒否群	計
保護・準保護家庭	17 (14.5%)	4 (5.7%)	21 (11.3%)
その他の家庭	100 (85.5)	65 (94.3)	165 (88.7)
計	117 (100)	69 (100)	186 (100)

（$X^2 = 2.49$，df = 1，N.S）

(6) 教育への関心度については「関心あり」について，父親及び母親の同意群と拒否群の比較をすると（父親 12.3%－18.0%：母親33.6%－25.3%）であり，また「無関心」については（父親52.8%－42.6%：母親35.5%－29.9%）であり，母親に「関心あり」の比率が高く，かつ同意群にその傾向があると言えるが有意な差ではない。

(7) 家庭の雰囲気については両群に有意な差は見られないが，「なごやかさ」に関しては同意群 19.5%，拒否群 9.7%で同意群になごやかな家庭が多い傾向にあると言える。

(8) 親の欠損については同意群 18.8%，拒否群 11.5%で，同意群に欠損家庭がやや多いと言えるが有意な差は見られない。

4. 考　察

1. 家庭環境について

学業遅滞の原因は個体的要因と環境的要因とに大別でき，この環境的要因のなかでは家庭環境の影響性の大きいことは以前より指摘されている[13)14)]。また知能の発達も家庭の社会的，経済的，文化的水準と密接に関連すると言われている。ここで，本調査の対象児である学業遅滞児（特殊学級入級検討児）の家庭環境をまとめてみると次のとおりである。

(1) 同胞の特殊学級への入級率が高い。これは特殊学級入級対象児自身が同胞間に多く出現するということと，入級のための同意が得られ易い家庭的背景があるためと考えられる。

IQ区分別では同胞の特殊学級への入級はIQ 85を境にそれ以下の区分でより多い。

(2) 保護者の職業では日雇い・単純労務に従事する者が多く，社会的，経済的地位や階層が低いことが窺える。

IQ区分別では日雇い・単純労務従事者のみがIQ 85を境にそれ以下の区分で明らかに多い。

(3) 両親とも中卒者（義務教育のみの修了者）が圧倒的に多く，両親の学歴は低い。

IQ区分別では両親とも高卒以上の学歴を持つ者がIQ 95を境にそれ以上の区分でやや多い。

(4) 両親の知的能力はふつう以下が圧倒的に多く知的能力は概して低い。

IQ区分別では父親に関してはIQ 85を境に，母親に関してはIQ 95を境にそれ以下の区分では知的能力がより劣っている。

(5) 経済状態は中以下が圧倒的に多く，しかも最下層階級の生活保護や準保護（教育扶助）家庭が明らかに多く，経済的に恵まれない家庭が多い。

IQ区分別ではIQ 85を境にそれ以下の区分に低階層家庭が明らかに多い。また，最下層世帯である生活保護・準保護（教育扶助）家庭はIQ 95を境にそれ以下の区分で受給家庭がより多い。

(6) 両親の教育への関心度は概して低い。IQ区分別では区分間に特に差は見られない。

(7) 家庭の雰囲気はなごやかさに欠ける家庭がやや多い。

IQ区分別ではIQ 85を境にそれ以下の区分に争いのある家庭がより多い。

(8) 親の欠損家庭は明らかに多い。

IQ区分別ではIQ 85を境にそれ以下の区分で欠損家庭が明らかに多い。

つまり，保護者の職業や経済状態などから学業遅滞児の家庭は社会的，経済的地位や階層が低く，しかも学習環境に関する心理的環境ともいうべき

家庭の安定度に欠け，教育への関心が乏しく，加えて親の学歴の低さや知的能力の低さなどが児童の知的，学習的及び文化的刺激を乏しくしているなど，環境上の諸特性を見い出すことができた。

さらにIQ区分別の分析から，IQ区分間に有意な差が見られたのは同胞の入級率の高さ，日雇い・単純労務従事者の多さ，家庭の経済状態の低さ，親の欠損家庭の多さ，それに有意な差こそ見られないが両親の学歴の低さ，両親の知的能力の低さ，家庭の雰囲気が不良であることなどの諸特性が見い出せたが，これらはほとんどIQ 85を境にそれ以下の区分にその傾向を強く認めることができた。つまり，学業遅滞児の家庭の諸環境はIQ 85を境に差があり，IQ 85以下の低IQ区分群に属する児童の家庭は特に社会的，経済的，文化的諸環境に恵まれず，そのために精神発達や学業習得に多大の影響を与え普通学級での学習参加を困難ならしめていると考えられる。また，同様な特性は欧米の精神遅滞児（生理型）においても認められている[13)14)]。今後，このように家庭環境の不全さを持つ学業遅滞児の教育措置や学習指導に際してはこのような家庭的背景を十分考慮した上での方策が望まれる。

2. 特殊学級への入級について

特殊学級への入級が望ましいと判定された比率はIQ 85を境に明らかに差があり，IQ 85以下ではほとんど（90.9％～91.4％）が特殊学級への入級が望ましいと判定されている。これは文部省[3)]がこれまで示してきた「境界線児（中間児）は状況に応じ，特殊学級あるいは促進学級または普通学級に入れるかを決定する」という判別基準とその教育的措置に則って入級判別・指導が行れていたことを裏づけていると思われる。ただ，総合的判定のもとに教育的措置が決定された結果であろうが，かなりの比率（53.1％）の境界線区分に属するIQ 76～85の児童が特殊学級に入級し，かつ境界線児の91.4％が特殊学級入級が望ましいと判定されている。ここで，IQ 50～75区分とIQ 76～85区分との間には特殊学級への入級率ではそれぞれ70.9％と53.1％で差がありIQ 50～75区分の児童の入級率が高いが，特殊学級が望ましいと判定された比率はそれぞれ90.9％と91.4％で，両区間に全く差がなく，どちらも高率を占めており，境界線児のほとんどは軽度精神遅滞児と同様特殊学級入級対象児と見做され，教育措置が検討されていたようである。

だが，新しい入級基準を示した養護学校教育の義務制に関する法令・通達集[4)]によれば，境界線児はその発達の全体像によって普通学級で教育するかを判定するのでなく「原則として，通常の学級において留意して指導すること」となっている。従って，特殊学級入級検討児のなかでも占める比率が27.3％と高い境界線児（中間児）の教育的措置は特殊学級の定員確保と言った問題も含めて今後大きな問題となって行くに違いなく，第1報[1)]でも強調したように軽度精神遅滞児に至るまでの境界線児等の教育をどうすすめて行くかを具体的に検討していくことと合わせて，その対策の実現を切望するものである。

また，IQ 86以上の区分群で全体の11.7％にあたる高IQ児が特殊学級に入級しており，しかもIQ 86以上の区分群の42.3％が特殊学級入級が望ましいと判定され，そのうちの57.0％が特殊学級に入級している。つまり，特殊学級には高IQ児の半数近くが入級適と判定され，かつ意外と多く入級しており，この高IQ児の教育的措置についてはやはり慎重であらねばならないし，学業不振児と呼べるこれら高IQ児の教育についても境界線児と同様その教育方法についての十分な検討とその対策の実現を望むものである。

3. 早生れ児童の教育措置について

第1報[1)]で特殊学級入級検討児の中に早生れ児童がより多く（全対比39.6％）含まれていることを指摘した。これら早生れ児童の教育措置についてまとめた結果によると，特殊学級が望ましいと判定された群における比率に比べて普通学級が望ましいと判定された群における比率が高くなっているのは，総合的な判定の過程で早生れという月令不足のhandicapが理解されてくるためと考えられる。ただ，IQ 76～85の区分においては特殊学級への入級児の中で早生れ児童の占める比率が37.2％で他の区分のそれに比べて高く，か

つ親の同意が得られず特殊学級に入級しなかったいわゆる拒否群の中での早生れ児童の占める比率が逆に他の区分に比べて低いのは，保護者の同意が得られ易い家庭的背景のためというより，むしろ境界線児の中の早生れ児童は月令不足というhandicapが加わるために学級集団において学習，生活両面に遅れが明らかに目立ち，軽度精神遅滞児と同じ状態を呈すために保護者も自分の子どもの遅れを認識し易く，そのために同意率が高くなり，かつ入級指導をする側も断固として入級指導にあたるなどのためと考えられる。従って，特に境界線児の中の早生れ児童の教育措置は慎重にすべきと考えられる。何れにしても総合的判定という立場からも，やはり生れ月についての細かな配慮とその検討が必要と思われる。

4. 保護者の入級同意について

総合判定のもとに入級が適当という結果が出されても，即特殊学級への入級にはつながらない。そこには保護者の同意なるものが必要である。根気よく入級指導をくり返してもなお，同意が得られない事例はまれではなく，事実本調査でも全体比で24.9％，特殊学級入級が望ましいと判定された事例のうちの37.4％が保護者の同意が得られず特殊学級に入級しないでいる。特殊学級への入級拒否については社会的体面を考えての虚栄的拒否，子どもを客観視できないための拒否，無理解・無知からの拒否など様々な要因が考えられるが，ここでは家庭環境の諸側面から同意群と拒否群との比較を試みたものをまとめてみると次のようである。

(1) 同胞の入級率が同意群に明らかに高いのは同意群には同意が得られ易い家庭的背景があるためと，兄や姉の特殊学級での教育効果を保護者が認める事例が多いためと考えられる。

(2) 保護者の職業では拒否群に自営や専業農業従事者が多い。この両職業従事者は比較的古くからその地域に居住し，しかも地域の中心的地位や役割を担っている例が多く，そのために社会的体面を強く感じさせる状況に置かれており，それ故に特殊学級への入級に同意し難いと考えられる。一方，日雇い・単純労務従事者の場合は同意群に多いのは，その社会的地位や役割などからはこの種の社会的体面の感じ方が少なく，そのために入級同意に抵抗が少ないのであろうと考えられる。

(3) 高学歴は親の知的能力の高さと関連があると思われるが，高学歴と同意とは結びつかず，むしろ父親の高卒という学歴が入級拒否につながっていると考えられる。母親の学歴では同意群に高卒者が多い傾向にあり，父親の学歴は社会的体面と結びつき，母親の学歴は教育的関心や理解につながると考えられる。

(4) 保護者の知的能力については同意群と拒否群に差はなく，知的理解と同意との関連性は薄いと考えられる。

(5) 家庭の経済状態については同意群と拒否群との間に差はない。経済的に豊かとか貧困とかは同意の有無には関連性が薄いと考えられる。生活保護家庭など経済的最下層階級の家庭の児童が特殊学級に多く入級しているのは，貧困家庭は説得し易く同意が得られ易いためとの考え方もあるが，同意群と拒否群との間には生活保護・準保護（教育扶助）家庭の出現率に差は見られず，生活保護家庭であるから同意が得やすいという考え方は否定されるべきである。ただ，入級対象児それ自身が生活保護・準保護（教育扶助）家庭に多いためと考えられる。

(6) 保護者の教育への関心度については同意群の母親に「関心あり」の比率がやや高いのは，この教育への関心さが児童の理解や特殊教育や学校への理解に役立つためと考えられる。

(7) 家庭の雰囲気では同意群になごやかな家庭がやや多く，この雰囲気が子どもの教育についても柔軟に考えることができ，同意を得やすくすると考えられる。

(8) 親の欠損については同意群と拒否群とに差がない。生活保護家庭と同じように対象児のなかには確かに親の欠損率は高くなってはいるが，欠損家庭であるがために同意が得やすいということではない。

以上のことより，特殊学級入級拒否の大きな要因は先ず何より社会的体面であろうと考えられる。つまり，保護者の職業の分析の際に指摘したよう

に社会的地位が社会的体面を強く感じさせるようであり ── またこういう地位にある家は親戚・縁者が多く，その面からの拘束も大きい ── これらのことが何より同意の有無の鍵を握っているようである。一方，保護者の知的能力，家庭の経済状態，親の欠損などは少なくとも大きな要因ではないと考えられる。ただ，教育への関心は児童や学校への理解を深める大きな力となり，児童や学校に対する好ましい理解へと発展し，特殊学級への入級に同意する際にもその力が強く働くと思われる。今後入級指導を効果的に進めていくためには，社会的体面は社会的地位などの他に個々人の情緒的レベルの問題なども絡んでおり，説得など困難な場合もあるが，教育への関心を高めて行く工夫は日常の教育活動のなかでも実施可能であるので，そのための方法の検討と努力とが是非必要である。この点から特に強調したいのは教育の適時と教育効果という教育に対する科学的理解の啓発であると考えられる。

5. おわりに

── 今後の課題とも関連して ──

学業遅滞児 ── 特殊学級入級検討児 ── に関してその家庭環境を中心に分析し考察を試みた。

精神発達については発達の機能や速度はその個人の状態を制約する範囲内で促進させることも遅滞させることもできる[5]との指摘にもあるように，環境要因のひとつとしての家庭環境の精神発達におよぼす影響はけして無視できないと思われる。また，学業習得に関しても同様のことが言える。

そこで我々は特殊学級入級検討児であり，普通学級での学習に困難を感じている学業遅滞児の家庭環境が恵まれない状況にある事実を改めて認識し，これらの学業遅滞児の教育及び処遇については家庭環境の視点からも対策を構じる必要性があることを訴えたい。

ところで，今回，家庭環境の側面について言えば，IQ 85を境にそれ以下の区分と以上の区分とに差があることが判った。次報においては学業成績や性格行動上の特性などについて，その全体的特性とともにやはりIQ区分の上からも分析を試み学業遅滞児への理解を一層深めたい。

（最後にデータの分析・処理に関して懇切な御指導・御援助を賜った筑波大学黒川哲宇氏ならびに英文レジメの御校閲を頂いた友人津田塾大学 Kathryn Taylor Mizuno 氏に深謝致します。）

参 考 文 献

1）斉藤・浅野：学業遅滞児（特殊学級入級検討児）に関する研究(1)：心身障害学研究（筑波大学）Vol. 4－1 1980年
2）茨城県教育庁：54年度学校行政要覧
3）全日本特殊教育研究連盟編：特殊学級の設置と運営 日本文化科学社 1964年
4）文部省初等中等教育局特殊教育課編：養護学校教育の義務制に関する法令・通達集 1979年
5）S. Aカーク（伊藤隆二訳）：特殊教育入門 日本文化科学社 1969年
6）全特連編：特集精神薄弱と環境 精神薄弱研究 181 1973年
7）全特連編：特集特殊学級への入級指導 精神薄弱研究 175 1973年
8）教育と医学の会：特集勉強のできない子 教育と医学 慶応通信 1976年
9）N. M. ロビンソン（伊藤隆二編訳）：精神遅滞児の心理学 日本文化科学社 1980年
10）辻村・松原編：精神薄弱教育講義録 日本児童福祉協会 1978年
11）教師養成研究会：精神薄弱児の心理 学芸図書 1979年
12）北尾倫彦：学業不振 田研出版 1979年
13）Stevens, H. H. and Hever, R.: Mental Retardation ── A Review of Research. Univ. Chicago Press, 1964.
14）Adams, M.: Mental Retardation and its Social Dimensions. Columbia Univ. Press, 1971.

Summary

Study on Educationally Retarded Children (Children tested as possible candidates for special classes)

— The Character of the Home Environment —

Yoshio SAITOW (University of Tsukuba)

Fusao ASANO (Tsuchiura Child Guidance Center)

The aim of this study is to grasp the special circumstances of the home environment of educationally retarded children (children who have been tested to determine whether or not they should be enrolled in special classes) and to analyze these circumstances in relation to intellectual level (IQ). With this purpose we asked several schools to cooperate with our survey about the children's home environment, their lives at school, etc., and were able to get data on 294 children.

This survey showed the following facts:

1. As the social class and economic level of educationally retarded children's families is lower than average, their psychological environment, such as their home atomosphere and their parents' interest in their education, is unfavorable.

These factors have a great influence on their mental and educational retardation.

2. The ratio of children with IQ below 85 who enter special classes is rather high.

It is judged to be desirable that 91.4% of borderline children (those with IQ of 76–85) should enter special classes, but only 58.1% of them are actually in these classes.

Furthermore, although 21.5% of children who are high in IQ (above 85) are judged to benefit from special classes, only 55.0% of them are actually in these classes.

3. As a result of not having their parents consent to enter special classes, 37.4% of children judged to benefit from these classes are not in them.

Comparing the parents who consented and those who refused to have their children put into special classes, it was found that the main factor in the large number of refusals is that parents are afraid of losing face.

4. 30.0%–37.8% of children judged to benefit from special classes are those who were born between January and March. (In Japan, as the school year starts on April 1st, these children are the youngest in their grade.) This ratio is relatively high.

In addition, the percentage of these children in special classes with birthdays between January and March in the 76–85 IQ bracket was exceptionally high.

In addition we strongly hope that the following be carefully studied and actually put into practice.

a. Since educationally retarded children's home environment is unfavorable, this should be

taken into consideration when devising their educational program.

b. It is important to take special care in determining whether or not to place children with relatively high IQ, including borderline cases, in special classes. Special attention must then be paid to the content of the educational program for these children.

c. Special care must be taken in deciding whether to place children born between January and March in special classes, paying paticular attention to children with boderline IQ(76–85).

d. It is necessary to make regualr and continuing efforts to deepen parents' interest in and understanding of their children's education in order to make them more ready to consent to putting their children in special classes.